

がたいけのプラン

第1次坂井市地域福祉活動計画

平成24年度～平成28年度

< 概要版 >



坂井市社会福祉協議会

(坂井市社協といえます)

では、合併後の新しい坂

井市における「地域福祉

活動を推進するための計

画」(坂井市地域福祉活動

計画といえます)を策定

しました。

計画の愛称は、「かたい

けのプラン」といいます。

計画の推進期間は、平

成24年度から28年度まで

の5年間です。

この計画は、第1次計

画であり、29年度以降も第

2次、第3次計画を策定

していきます。住民主

体の地域福祉推進を計画

的、継続的に進めていき

ます。

「かたいけのプラン」の特長

合併前に四町がそれぞれの地域性を活かし独自に取り組んでいた各地域の活動を根幹に据え、大事にしながらも、坂井市として新たに掲げた共通のテーマに取り組んでいくという二段構えになっています。そのため、計画づくりも、支部ごとに話し合った後に、市全体で話し合うという流れで行いました。

市地域福祉推進計画

【推進目標】

- ① みんなで支え合う人づくり・環境づくり
- ② 住民主体による地域福祉活動の実践
- ③ 住民による見守り・支え合いのしくみづくり
- ④ 住民活動を支える社協活動の強化

支部住民福祉活動計画

【スローガン】

みくに支部

やさしさと きびしさと あたたかさで
みんなが安心して住めるまちづくり

まるおか支部

広げよう地域に根ざした思いやり
～一人も見逃さない絆づくり～

はるえ支部

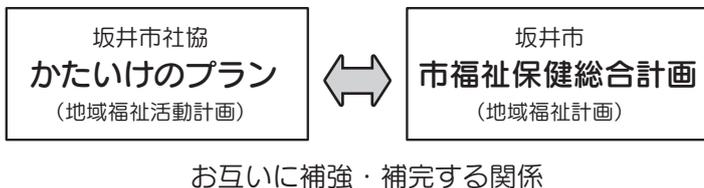
思いやり 広がる地域に 幸せの輪

さかい支部

「かたいけの」「おかげさんで」
気づかう言葉がこだまする
ぬくもり感じる 坂井のまち

「かたいけのプラン」とは？

私たちの暮らす坂井市が、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができるまちであるために、行政が作る「地域福祉計画」(坂井市の福祉保健施策の方向性を示したもの)と連携しながら、どのような取り組みが必要かを住民が考え、住民主体で取り組んでいくための行動計画です。



「かたいけのプラン」に込めた思い

「かたいけの」とは、昔から、福井に伝わる方言です。

「かたい」は、健康である様を表しており、「お元気ですか？」という意味のあいさつとして「かたいけの？」と使います。最近、耳にすることも減りましたが、身体の健康状態を尋ねるだけでなく、心の状態も気遣うことができる、優しい福井弁です。



市地域福祉推進計画

基本目標

推進目標

活動項目

みんなが主役
 だんごのころころあひる

支部住民福祉活動計画

1 みんなで支え合う
 人づくり・環境づくり

1-1 支え合えるつながりづくり

1-2 わかりやすい情報の発信

1-3 子どもから大人までの福祉
 共育の充実

2 住民主体による
 地域福祉活動の
 実践

2-1 小地域福祉活動の充実

2-2 ボランティア・市民活動セ
 ンター機能の充実

3 住民による見守
 り・支え合いのし
 くみづくり

3-1 小地域見守りネットワー
 クの推進

3-2 福祉委員制度の充実

3-3 生活支援活動の推進

4 住民活動を支える
 社協活動の強化

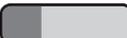
4-1 相談支援体制の充実

4-2 自立した生活を支援する
 福祉サービスの提供

4-3 新たな課題への取り組み

4-4 地域福祉権利擁護の体制
 づくり

4-5 安心安全のための活動の
 推進

※  重点活動項目です

市地域福祉推進計画

ここでは、坂井市全域の地域福祉活動の推進の方法を、「市地域福祉推進計画」として述べています。

住民が主体的に、さまざまな形で福祉活動に取り組んでいくこと、そのことを市社協が支援していくことを大切にしています。

基本目標

みんなが主役 ふだんのくらしのしあわせづくり

基本的な考え方

- (1) 身近なところで福祉活動に取り組んだり、多くの人とつながれるように、器となる推進組織づくりに力を入れます。
- (2) 自分の活動スタイルや地域性に合わせて、また生涯にわたって、福祉活動に取り組んでいけるように、さまざまな学びの機会や柔軟な活動メニューの提案を行います。
- (3) 支援者側が決めるのではなく、暮らしづらさを抱え、何らかの支援を必要としている方が、地域でどのような暮らしを望んでいるのか、一緒に考えながら、対等に活動を行うことを大切にします。
- (4) (1)～(3)の活動に住民が取り組めるよう、地域活動を支援し、公的なサービスには市社協の事業として責任を持って取り組みます。

推進目標 1 みんなで支え合う人づくり・環境づくり

小地域や町単位で、住民福祉活動を行うための基盤づくりを行います。

住民主体の地域福祉を推進していくために、地域に暮らすすべての人たちが、共に生き、共に学び合い、共に育ち合う「福祉共育＝共に育つ力を育む」に取り組んでいきます。

活動項目と重点事業

活動項目 1-1 支え合えるつながりづくり

- ① 地区単位の住民福祉組織「小地域福祉活動」の活動基盤づくり
- ② 旧町単位の住民福祉組織「支部社会福祉協議会（支部社協）」の設置
- ③ 支部・地区ボランティアセンター、連絡会の充実

活動項目 1-2 わがりやすい情報の発信

- ① 住民福祉懇談会の開催
- ② 広報啓発活動の強化

活動項目 1-3 子どもから大人までの福祉共育（ともに育つ力を育む）の充実

- ① 学校での福祉教育の充実
- ② 地域ぐるみの福祉教育の推進
- ③ 地域の福祉人づくりの体系化と福祉講座の開催



推進目標2 住民主体による地域福祉活動の実践

住民主体の地域福祉活動は、薄れつつある地域のつながりの再構築に大きな役割を果たしています。住民活動のひとつですが、「福祉」を意識した「住民による主体的なふれあい・支え合い活動」のことです。これらの活動がより広がるように、きっかけとなるような情報提供や、取り組みやすい活動メニューの提示、活動支援体制の充実、活動基盤の強化を行います。

また、今後は、障がいや加齢などで暮らしぶらさを抱えた本人も、地域に暮らす一員として、持っている力を発揮でき、主体として参加や活動ができるような取り組みも必要です。

活動項目と重点事業

活動項目 2-1 小地域福祉活動の充実

- ① 小地域福祉活動の充実
- ② サロン活動の充実

活動項目 2-2 ボランティア・市民活動センター機能の充実

- ① 坂井市社協ボランティア・市民活動センター機能の強化
- ② NPO団体とのつながり強化と支援の充実

推進目標3 住民による見守り・支え合いのしくみづくり

住民による見守り・支え合いのしくみとして、小地域見守りネットワークの充実を図っていきます。そして、その核となるべき福祉委員が活躍できるような支援を強化していきます。さらには、今後、住民によって、要援護者のニーズに応じて、具体的に支援する生活支援活動にも取り組んでいける地域を目指します。

活動項目と重点事業

活動項目 3-1 小地域見守りネットワークの推進

- ① 小地域見守りネットワーク活動の推進
- ② 見守りネットワーク支援者の拡大
- ③ 相談窓口の広報、啓発

活動項目 3-2 福祉委員制度の充実

- ① 福祉委員制度の理解促進
- ② 福祉委員活動の強化
- ③ 小地域福祉活動への参加促進

活動項目 3-3 生活支援活動の推進

- ① 生活支援活動の推進



安心の見守りや支えあい

推進目標4 住民活動を支える社協活動の強化

地域住民が、関心を持って、主体的に福祉活動に取り組めるように、専門機関として、住民福祉活動を支援していきます。

住民が取り組むには負担の大きい、また継続的、安定的に行う必要がある活動については、住民の生活ニーズに基づき、制度化、システム化を図りながら、具体的に坂井市社協サービスとして取り組み、その人らしい生活が実現できるような地域を目指します。

活動項目と重点事業

活動項目 4-1 相談支援の体制の充実

- ① 社協相談窓口の充実
- ② 相談関係機関との連携強化
- ③ 個別支援のケース会議の実施

活動項目 4-2 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

- ① 公的福祉サービスの取り組み強化
- ② 当事者活動の支援の充実

活動項目 4-3 新たな課題への取り組み

- ① 新たな課題に対しての解決方策の検討

活動項目 4-4 地域福祉権利擁護の体制づくり

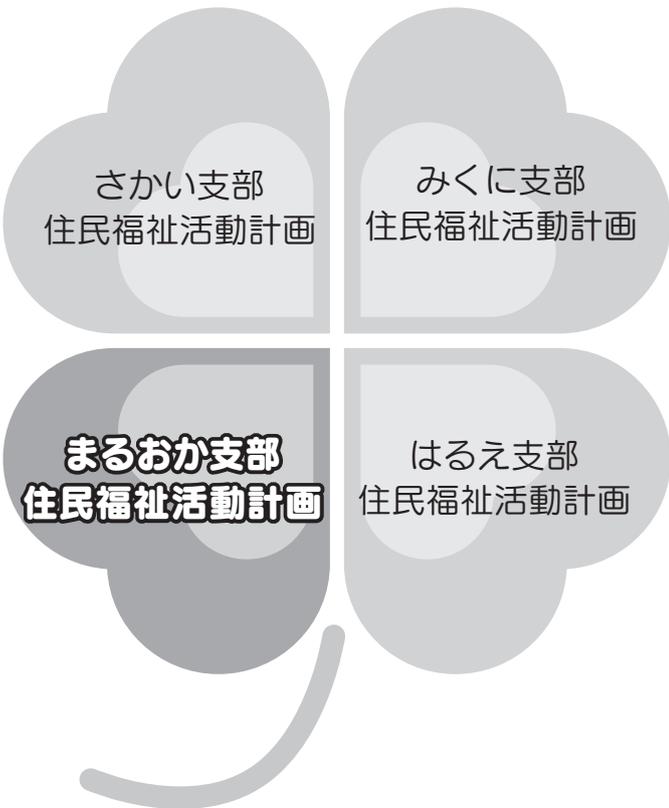
- ① 権利擁護の普及啓発
- ② 法人後見検討委員会の設置
- ③ 社会的援護を要する人々に対する具体的支援策の強化
- ④ 障がい者「指定特定相談事業者」の設置

活動項目 4-5 安心安全のための活動の推進

- ① 災害に備えた坂井市社協の支援体制づくり
- ② 災害ボランティアセンターの体制づくり

まるおが支部住民福祉活動計画

ここでは、身近な単位で行われる住民福祉活動の具体的な内容を、「支部住民福祉活動計画」として述べています。支部（旧町）ごとによって内容は異なります。



まるおが支部 社協設置準備委員会の様子

平成22年9月から、延べ9回の話し合いをしました。

- 活動の取り組み単位（圏域）を、公民館単位・まち協単位・小学校単位としたいとしました。（計画書では、「地区」と表現しています。）今後は、計画にまとめたことを、各地区（7地区）に持って帰り、実行していきたい。
- 支部社協として、以下の役割を果たしていきたい。
 - ①モデル地区をつくりながら、広めていきます。（相談）
 - ②地区の推進状況を確認し合います。（連絡会）
 - ③情報発信をして活動をさらに広げていきます。（広報）
 - ④活動をしているうえで、みんなの力が必要なとき、集まって話し合います。（協議）

委員長の声

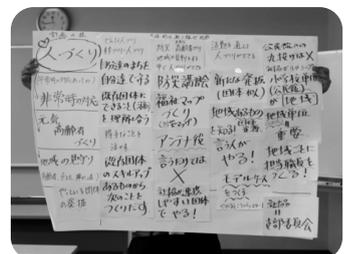


まるおが支部社協設置準備委員会
山崎 富美恵 委員長

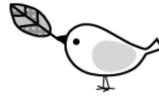
「かたいけの」「ほやって。お蔭さんで」といつでも、どこでも、だれとでも、この言葉が行き交う、思いやりと優しさ感謝にあふれた町づくりのため、私達は議論を重ね、この計画を練ってまいりました。共に悩み、考え、真剣に意見を交わす委員の方々の熱意には頭の下がる思いでした。

せっかく同じ町に、地域に生きる者同士、一人ひとりの尊厳を重んじながらも顔を見ながら支え合う、“自助”と“共助”、そして“公助”をきめ細かくつなぎ、幾重にも重ね合わせる豊かな地域福祉の町づくり、このプランがその切り札となって地域住民の優しい、心強い架け橋となっていくよう願ってやみません。

地区社協、支部社協は、「**⑤**だんの**④**らしの**③**あわせづくり」をすすめていくこと！それが、この委員会の本題！



まるおが支部 住民福祉活動計画



スローガン

**広げよう地域に根ざした思いやり
～一人も見逃さない絆づくり～**



基本方針

地域にあるつながりを生かし、また新たなつながりを得ながらネットワークを築き、地域のきずな作りに取り組みます。

具体的な取り組み内容

1 福祉に関わる人、やりたい人が集まれる場、機会づくりを地区で取り組もう。それが地区社協ということ

- (1) いろんな人が参加できる雰囲気づくり
- (2) 地区のリーダーづくり
- (3) 地域のことをみんなで考えたり、話し合ったりする機会づくり
- (4) 情報を集約するための地区担当制（社協職員）



人づくり

具体的な取り組み内容

1 災害時要援護者支援のことを平常時に考えておくように、地区で「災害福祉マップ」に取り組んで、関係者に働きかけていこう

- (1) マップを活きたものにするための区、集落の実情に合わせた取り組みの推進
- (2) 市の防災計画に則った防災・減災の体制づくりへの協力

2 新たな絆づくり・人づくりに取り組もう

- (1) 子どもやひとり親家庭の支援



平常時の取り組みあつての非常時対応

具体的な取り組み内容

1 地域の元気な高齢者に、もっとボランティア活動に参加してもらおう（新たな人づくり）

- (1) 区・集落単位のつながりづくり、リーダーづくり
- (2) 地区ボランティア、老人会への地区社協参加呼びかけ
- (3) 年代・性別に合わせたボランティアづくり



2 地域活動に参加できない高齢者を元気にしていく取り組みをしよう

- (1) 民生委員児童委員と福祉委員がまめに足を運ぶ働きかけ

元気高齢者づくり

具体的な取り組み内容

1 見守りネットワークの強化と再構築を進めよう

- (1) 地区の福祉委員の役割の確立とつながりづくり
- (2) 民生委員児童委員と福祉委員の連携促進
- (3) まちづくり協議会に「福祉」を入れていこう

2 地域で見守りをしてくれる人を増やそう

- (1) 推進母体を定めた見守り



地域の見守り

地域福祉ってなあに？

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれた「福祉」とは異なり、ふだん生活している「地域」に福祉の視点をおいた考え方です。他人ごとの意識でなく、自分と同じ地域に住む人が、こんな問題で困っている。だから、同じ地域に住むみんな考え、語り合い、協力し合おうという意識が土台になります。

つまり、私たちが暮らしている地域が「しあわせな地域」になるために、「行政などによるサービスの提供」だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進める取り組みが「地域福祉」だといえます。

地域みなさんが、福祉の受け手であり、担い手でもあるわけです。

限られた困っている人への「福祉」から、地域みなさんで協力して取り組む、「みんなが主役 ふだんのくらしのしあわせづくり」に取りくんでいきましょう。

＊具体的な「地域福祉活動」の内容は？

地域福祉活動は、「住民一人ひとりにできること」、「地域において、支えられたり、支えたりする関係によってできること」、「地域のさまざまなグループや団体の連携によってできること」など、その具体的な内容は多岐にわたります。

住民一人ひとりが、地域福祉活動の大切な担い手の一人です。

この計画書にのっていることを参考に、できることから始めてみませんか。

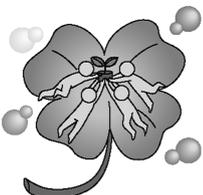
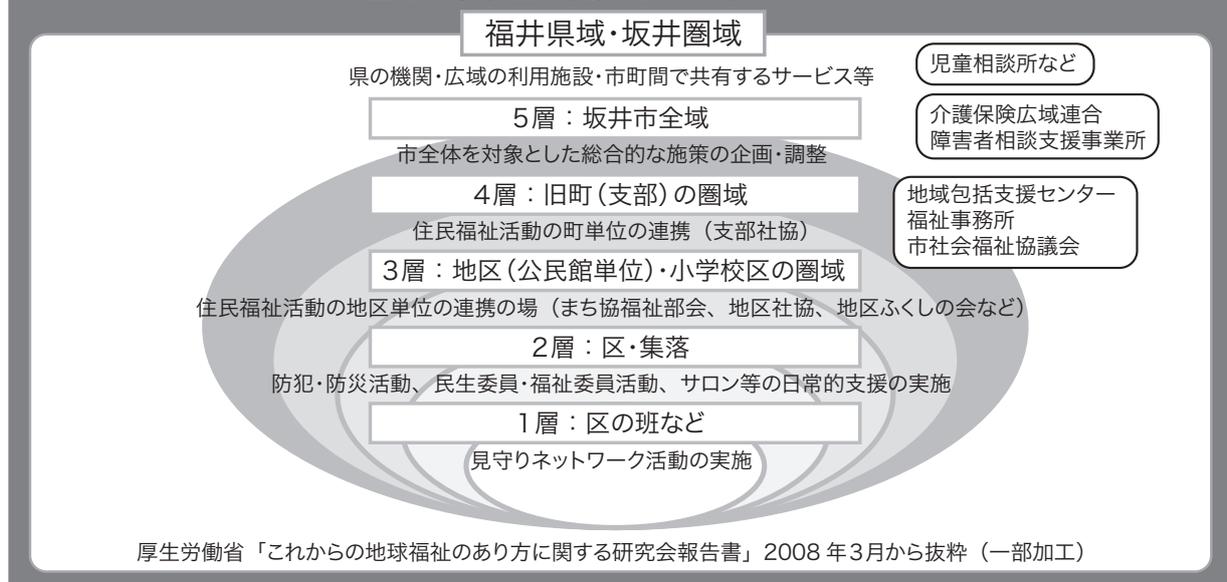
＊この計画における「地域」は、さまざまな活動に応じて重層的に考えるものとします。

「地区」という場合は、公民館単位（小学校単位）とします。

「小地域」とは、「地区」あるいは地区よりも狭いエリア（区や班程度）とします。

例えば、この計画で「小地域見守りネットワーク」を行う範囲という場合には、「区の班」、「区」、「民生委員さんの担当範囲」などをさします。地理的、歴史的なことによって異なりますが、活動のしやすい範囲をいうものとご理解ください。

重層的な圏域設定のイメージ図



かたいけのプラン「第1次坂井市地域福祉活動計画」に関するお問い合わせ先
社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

〒910-0224 福井県坂井市丸岡町八ヶ郷2-1-7-1 TEL 0776-68-5070 FAX 0776-67-2950
E-mail sakaicityshakyo@lake.ocn.ne.jp HPアドレス <http://www.sakaicityshakyo.jp/>
＊計画の本冊子、概要版は、いずれも社協ホームページからご覧いただけます。またPDFデータでダウンロードも可能です。